

奈良県国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十九号

奈良県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五条に規定する被保険者を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 三 公益を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者を代表する者のうちから知事が委嘱するもの

(任期)

第三条 委員の任期は一年以内とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に会長一人を置き、第二条第二項第三号の規定による委員のうちから、委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。
(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴く

ことができる。

(庶務)

第六条 協議会の庶務は、健康福祉部保険指導課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。